

# 日本防災士会奈良県支部設立総会

と き 平成20年4月27日（日）、午後1時30分から

ところ 奈良市防災センター、2F研修室

## 日本防災士会奈良県支部設立総会（発足式）次第

- 1、 開会
- 2、 設立呼びかけ人あいさつ
- 3、 来賓祝辞
- 4、 議長選出
- 5、 議事
  - 第1号議案 発足までの経過報告について
  - 第2号議案 事業計画について
  - 第3号議案 支部規約について
  - 第4号議案 支部予算について
  - 第5号議案 役員の選出について
- 6、 会員の紹介
- 7、 閉会

## 第1号議案

### 発足までの経過報告について

1. 呼びかけ人より日本防災士会へ個人情報開示申請（H19年10月5日）
2. 奈良支部設立に向けた呼びかけ案内文発送（平成19年11月20日）
3. 支部設立に向けた会議の案内文発送（平成20年1月26日）

#### 4. 第1回会議

と き 平成20年2月24日（日）、13：30～

ところ 奈良市防災センター

出席者 27名

##### 【主な協議事項】

支部の規約について

支部会員の資格について

支部の活動計画について

#### 5. 第2回会議

と き 平成20年3月15日（土）、13：30～

ところ 奈良市防災センター

出席者 18名

##### 【主な協議事項】

支部の規約について

支部会員の資格について

支部結成の日時の決定

支部役員予定者について

6. 事務打合せ会議

と き 平成20年3月22日(土)、18:00～

ところ 天理市

出席者 7名

【主な協議内容】

総会の準備について

支部役員案の協議

県内ブロック割り協議及びブロック部長の選考

会員連絡網について

## 第2号議案

### 事業計画について

#### 1. 研修・研究・交流活動

防災士としてのスキルアップと防災士個々の特技を活かした活動や、防災士相互の交流・ネットワークを作る。

- ◇ 身を守る技術・教える技術の向上を図ります
- ◇ 防災士間の交流をはかり、ネットワークを作ります。
- ◇ 他支部や各種団体との情報交換、交流をはかります。

#### 2. 地域・職場での減災活動

防災士個々の地域や職場で震災に備えた予防・減災活動を行う。

- ◇ 自主防災会など地域での防災活動へ参加します。
- ◇ 地域・職場における防災情報の提供をします。
- ◇ 耐震補強やAED設置などを呼びかけます。

#### 3. 広報・情報提供活動

- ◇ 防災士会の活動誌を発刊します。
- ◇ 各自治体の防災訓練やイベントへ参加します。
- ◇ テレビや新聞などに活動の紹介を行います。

#### 4. 災害救援活動

状況に応じて、県内外の災害発生時に救援活動を行います。

## 第3号議案

### 日本防災士会奈良県支部規約

#### (名称)

第1条 本会は、日本防災士会奈良県支部（以下、支部という）と称し、事務所は奈良市朝日町2丁目395番地の10とする。

#### (目的)

第2条 本会は、「自助」「共助」の原則の下、会員のネットワークの構築と、防災士の活動と技術研鑽（けんさん）を支援することを目的とする。

#### (会員)

第3条 本会は、日本防災士会の地方支部であり、本会の目的に賛同する「NPO法人日本防災士制度」によって認定された「防災士」の資格を有する者とする。

#### (組織と機関)

第4条 本会に次の機関を置く。

1. 総会
2. 役員会
3. 専門部会、事務局

第5条 定期総会は、役員会の決定にもとづき支部長が招集するものとし、年1回開催する。また、必要に応じて臨時総会を開催できるものとする。

第6条 総会は、本会の役員を選出、予算、事業計画及び事業報告の承認、その他重要な事項を決定する決議機関であり、総会の議長は支部長がこれにあたる。

第7条 総会の議決は、出席者の過半数の賛否により決定する。なお、賛否同数の場合は議長に一任する。

第8条 役員会は、必要に応じて支部長が招集することとし、その構成と役員選考は別途定めるものとする。

第9条 専門部会は、支部活動を効率的にすすめるために設置するものであって、専門部会の部会長が必要に応じて招集するものとするが、その構成は支部長または役員会の承認を得るものとし、支部総会で活動報告を行うものとする。事務局は、支部活動の事務を円滑にするために設置するものであり、支部長の指示に応じて事務局長が招集するが、その構成は支部長または役員会の承認を得ることとする。

(役員)

第10条 支部に次の役員を置く。

1. 支部長 1名
2. 副支部長 若干名
3. 事務局長 1名
4. 会計 1名
5. 幹事 若干名
6. 顧問 若干名

第11条 支部長は、支部を代表し支部の諸活動を統括する。副支部長は、支部長を補佐し支部長事故ある時はこれを代理する。事務局長は、支部の事務を統括する。会計は、支部会計及び経理を行う。幹事は、支部会計の監査を行うものとする。なお、本会の運営に必要と認める時は顧問を置くことができるものとする。

第12条 役員の任期は2年とし、再任は妨げない。

(事業)

第13条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 防災士としての活動と防災・減災技能研鑽に資する事業。
- (2) 会員相互の交流及び情報の提供に資する事業。
- (3) 防災士としてのスキルアップのための講演会及び研修会に資する事業
- (4) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

(会計)

第14条 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入によってまかなうものとし、総会の承認を要するものとする。

第15条 本会の会費は、年額1,000円とするが、必要に応じて別途徴収することができる。また、会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日に終わる。

(附則)

この規約は、平成20年4月27日より施行する。

第4号議案

平成20年度支部予算について

支出の部

単位：円

事業費	130,000	
研修事業費	100,000	各研修会他
交流事業費	20,000	交流事業他
広報活動費	10,000	支部広報誌他
事務費	40,000	
通信運搬費	20,000	切手、封筒、はがき代他
需用費	20,000	事務用品他
合計	170,000	

第5号議案

役員を選出について

支 部 長            木本喜信（奈良市）

副支部長           中田勇四郎（奈良市）

木村尚史（御所市）

事務局長           植村信吉（三宅町）

会      計           古瀬博之（奈良市）

幹      事           中川 徹（奈良市）

大和武士（三郷町）

## 【参考資料】

### ◇ 専門部会

○北ブロック・・・部会長 中田勇四郎

奈良市、生駒市、大和郡山市、山辺郡山添村

○中ブロック・・・部会長 木村尚史

橿原市、大和高田市、天理市、桜井市、御所市、香芝市、葛城市、  
宇陀市

生駒郡（平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町）

北葛城郡（上牧町、王寺町、広陵町、河合町）

磯城郡（川西町、三宅町、田原本町）

高市郡（明日香村、高取町）、宇陀郡（曾爾村、御杖村）

○南ブロック部会・・・部会長

五條市

吉野郡（大淀町、下市町、吉野町、東吉野村、川上村、黒滝村、天川  
村、上北山村、下北山村、野迫川村、十津川村）

※ 平成20年2月末、日本防災士会名簿登録者数60名

（北ブロック33名、中ブロック23名、南ブロック3名）

◇ 広報部会 現在協議中

◇ 事務局 局長 植村信吉

次長 南上敏明、平井紳二